

2020 神戸創生懇話会開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日
企画調整局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸 2020 ビジョン及び神戸創生戦略の推進に関して、施策分野を横断した大局的な観点からの意見を聴取することを目的として、2020 神戸創生懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 懇話会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 民間各種団体の代表者等
 - (3) 神戸市市会議員
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、90 名以内とする。
- 3 その他、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として参加させることができる。

(委員の代理出席)

第 3 条 委員がやむを得ない事情により懇話会に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第 5 条 企画調整局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 企画調整局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(懇話会の公開)

第 6 条 懇話会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、企画調整局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 懇話会を公開することにより公正かつ円滑な懇話会の進行が著しく損なわれると認められる場合

- 2 懇話会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に必要な事項は、政策企画部長が定める。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。